

会計年度任用職員制度の概要

1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正の内容

(1) 趣旨

- 地方公務員の臨時・非常勤職員は、総数が増加しており、また、教育、子育て等様々な分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっている。
- このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められ、改正が行われた。

(2) 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

○特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。

○一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

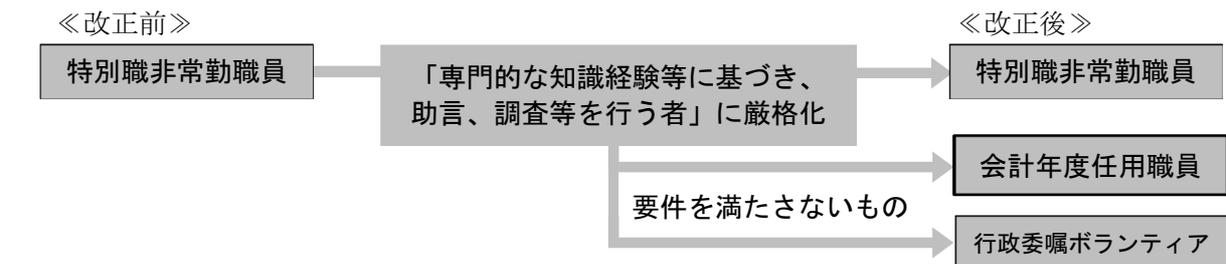
法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

(3) 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

(4) 施行日 令和2年4月1日

2 法改正に伴う制度移行のイメージ



《会計年度任用職員等へ移行予定の例》

移行予定の特別職非常勤職員	移行後種別
地域おこし協力隊	会計年度任用職員
名誉院長	会計年度任用職員
社会教育指導員	会計年度任用職員
交通指導員	行政委嘱ボランティア

《移行しない例》

特別職非常勤職員を継続
教育委員会の委員
監査委員
農業委員会の委員
福祉委員
選挙管理委員会の委員

3 会計年度任用職員とは

- (1) 会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の非常勤の職員をいう。

- (2) 勤務時間に応じて次のとおり区分される。

ア フルタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一の時間であるもの（週 38.75 時間）

イ パートタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員に比し短い時間であるもの（週 38.75 時間未満）

4 法改正によるその他の内容

- 会計年度任用職員の給与費は、給料又は報酬、職員手当等並びに旅費として取扱うこととされた。
- 会計年度任用職員は条件付採用、人事評価及びサービスの宣誓が必要となり、パートタイム会計年度任用職員について、営利企業等の従事制限が緩和された。

議案第105号関連

飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）の概要

地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項

- | | | | |
|-----|----------------|----------|-------|
| 第1号 | パートタイム会計年度任用職員 | 38.75h/週 | 未満の勤務 |
| 第2号 | フルタイム会計年度任用職員 | 38.75h/週 | 勤務 |

第2条（会計年度任用職員の給与）

○フルタイム会計年度任用職員 給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当
（退職手当に関しては、飯田市職員の退職手当に関する条例改正）

○パートタイム会計年度任用職員 報酬及び期末手当

第3条から第17条までフルタイム会計年度任用職員についての内容

第3条（給料）正規職員の給料表を用いる

第4条（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）職種ごとに給料表を用い、職務内容によって級を分類

第5条（フルタイム会計年度任用職員の号俸）給料表の号俸を市長が定める規則で決定する

第6条（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）給料支給は月額支給、途中退職は日割り計算

第7条（フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当）医師の会計年度任用職員に対応させる内容

第8～13条（フルタイム会計年度任用職員の手当）通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 について正規職員同様の取扱い

第14条 時給換算時の端数処理について 正規同様

第15条（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 期末手当の基準日(正規同様)6/1 12/1在職している職員が対象で、任用が6か月以上

第16条（フルタイム会計年度任用職員の勤務）1時間当たりの給与額

第17条（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）勤務時間中に勤務しないときは給料を減額する。

第18条（パートタイム会計年度任用職員の報酬）パートタイム会計年度任用職員は報酬として給与を支払い、報酬の額の決め方は、正規38.75時間/週を基本に、パートタイムとして定められた1週間当たり勤務時間相当の報酬額となる。 日額、時給に関しても同様に実就労時間によって額を定めていく

第19条（パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬）医師の初任給調整についても同様にフルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して勤務時間によって規則で定めていく

第20条～第24条 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務・時間外勤務・休日勤務・夜間勤務・宿日直勤務に係る手当相当は報酬として支給となる

第26条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当についてもフルタイム同様（20h以上/週）

第27条～29条（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）日額、時間額は勤務日数を基礎として算定

第30条 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与の特例についての定め

第31条 パートタイム会計年度任用職員の通勤手当は費用弁償として支給する

第32条 パートタイムの公務のための旅費に係る費用弁償については旅費規定により支給(報酬に含めない)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

附則 1 施行日を令和2年4月1日と定める

附則 2 経過措置として期末手当の支給に関し、今年度末に在籍する非常勤職員（会計年度任用職員に移行となる職員）で、来年度も任用となった職員は、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されていた者とみなすもの

議案第106号関連

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）の概要

- 第1条 職員の分限に関する条例（昭和32年飯田市条例第3号）の一部改正
・会計年度任用職員の休職期間の限度 任期以内
- 第2条 職員の懲戒に関する条例（昭和32年飯田市条例第4号）の一部改正
・減給処分（給料の1/10）フルタイムは条例準用 パートについては報酬を減額
- 第3条 飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の一部改正
・文言修正、再任用職員を「再任用常勤職員」と「再任用短時間職員」に明確化し給料と報酬の支払いを「給料」に一本化
- 第4条 飯田市職員等の旅費に関する条例（昭和32年飯田市条例第43号）の一部改正
・旅費条例をフルタイム会計年度任用職員に適用させる
- 第5条 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例（昭和37年飯田市条例第10号）の一部改正
・4項＝期末手当を支給する 5項＝報酬等を条例で定める
- 第6条 飯田市職員の退職手当に関する条例（昭和38年飯田市条例第4号）の一部改正
・（現行）18日以上勤務のフルタイム職員が支給 適用範囲からパート会計年度任用職員は除かれる
- 第7条 単純な労務に雇用される一般職に属する飯田市職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年飯田市条例第10号）の一部改正
・単純労務は公営企業法に準じる 項ずれの解消第3項⇒第4項条項の中で「職員」としての表記を「単純労務職員」に限定。
・パート・フルタイム 単純労務職員会計年度任用職員に対しての給与は給料等
・第3条は常勤の単純労務職員として区別し、第3条第2項の条項を新規追加によって 会計年度任用職員で単純労務職員の給与基準は関連条例を踏まえ任命権者が市長と協議のうえ定める
- 第8条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年飯田市条例第7号）の一部改正
・地方公務員の育児休業に関する法律改正にも関連
・育休中の職員の勤勉手当の支給について会計年度任用職員は無給
- 第9条 飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年飯田市条例第3号）の一部改正
・会計年度任用職員の業務によって勤務時間を市長が規則によって定める
- 第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成8年飯田市条例第34号）の一部改正
・項ずれ修正 ・附⇒付 文字の修正
- 第11条 飯田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年飯田市条例第3号）の一部改正
・上記 第10条と同じ内容
- 第12条 飯田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年飯田市条例第18号）の一部改正
・公表する内容から除く対象として、パート会計年度任用職員
- 第13条 飯田市四区財産区議会の議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤の者の報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和44年飯田市条例第62号）の一部改正
・項ずれの修正
- 第14条 飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成5年飯田市条例第84号）の一部改正
・「地方公務員法」不要なため削除
・「非常勤職員」の表記を「会計年度任用職員」とする

- ・第2項で給与は一般職員との権衡を考慮し定める
- ・第3項で退職手当の支給を会計年度任用職員に準用する

附則 施行日を令和2年4月1日と定める

議案第107号関連

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

第2条 地方公務員の育児休業に関する法律 育児休業の承認を受ける職員を示す

- (1) 1年未満の育休代替の職員（略）取得 ×
- (2) 定年退職の特例として1年延長で任用されている職員（略）取得 ×
- (3) 法改正前は、育休承認を受けられる職員として条例で定めのない臨時職員は除かれていたが、非常勤職員全体を対象範囲に含めたうえで、対象とならない範囲を指定

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員（1つでも該当しなければ育休所得 ×）

- ア) 1年未満の勤務 ×
 - イ) 子が1歳6カ月前に任期满了、or雇用引き続かない ×
 - ウ) 出勤日が少ない雇用×（3日/週未満）
- ※(ア)(ウ)満たし、6.25時間以上勤務で育児介護時間(2H)取得 ○

イ 1歳から1歳6か月の子で育児休業の承認を受けている職員 ○

ウ 育休中に任期の更新や任用が更新された職員 ○

第2条の3 非常勤職員が育休を取得できる期間を定める

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合非常勤職員の養育する子の1歳到達日
特例) 配偶者が育休取得している（パパママ育休プラス（夫婦で育児の効果））
特例) 保育園入所できない等で1歳6か月まで延長
- (2) 配偶者が養育する子の1歳到達日以前において育児休業中の場合において当該非常勤職員が育児休業をしようとする場合 当該子が1歳2か月に達する日
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
ア 特例) 配偶者が育休取得している（パパママ育休プラス（夫婦で育児の効果））
イ 市長が復帰を考慮して有効と認めた場合

第2条の4 2歳に達する日まで育休取得できる場合

- (1) 1歳6か月到達日に本人プラス配偶者が育休中
- (2) 市長が復帰を考慮して有効と認めた場合

第3条 1歳以上は育児休業取得対象外だが、特例となる事情

- (1)～(5) (略) 一旦育休が中断された後再開となる事情
- (6) アンダーラインは保育園等に入所できない事情について追加
- (7) 1歳から1歳6か月に延長することが有効 1歳6月から2歳に延長が有効
- (8) 任期の延長・特定職に採用により、育休の初日を再カウント開始できる

第4条 育児休業の期間の再度の延長は原則1回 特例

①配偶者が負傷又は疾病により入院 ②配偶者と別居 ③保育の利用を希望するも入園できない④延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった

第7条 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 引用している条例名について表現の修正

第11条 育児短時間勤務をすることができる特別の事情として保育園に入れない状況を追加

第12条 引用している条例名について表現の修正

第18条の2 引用している条例名について表現の修正

第19条 (部分休業をすることができない職員)

部分休業の承認を受ける職員について (正規: 就学前 非常勤: 3歳達するまで) 除かれる職員の中に非常勤職員のケースを追加

- (1) 育児短時間失効後も時短を延長している職員 ×
- (2) すべての会計年度任用職員が取得できる対象 ○ ア & イ が条件(ほとんど対象)
 - ア 1年以上勤務
 - イ 市長が考慮して勤務日数や勤務時間を定める非常勤職員

第20条 (部分休業の承認)

部分休業を取得する時間について、現状では7.75h勤務の正規職員を基本に設定されているが、会計年度任用職員の勤務時間は市長が規則で定めることから、定めた勤務時間の始め又は終わりの2時間を限度に30分単位で取得の承認を受ける

第21条 項ずれの解消

附則 施行日を令和2年4月1日と定める

《育児休業を取得できる非常勤職員の要件の例》

